

船総第 1 1 5 7 号  
平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日

船橋市監査委員 様

船橋市長 松 戸 徹

平成 2 9 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成 3 0 年 2 月 1 3 日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成 2 9 年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
1	38	商工振興課	指摘	船橋市文書管理規程に従い、決裁伺書にその決裁日付及び施行日付を記録として残すことを徹底する必要がある。	決裁伺書への決裁日・施行日を漏れなく記載するよう職員に対し再度指導を徹底するとともに、船橋市文書管理規程に基づき、起案文書が決裁済みとなったときには、文書主任による審査を徹底している。	左記のとおり措置済み。
2	39	商工振興課	指摘	船橋市文書管理規程に定める原則的な取り扱いに従い、決裁は口頭ではなく、決裁伺書によって行うべきであり、決裁伺書の適時作成及び決裁を徹底する必要がある。	決裁の適時起案について職員に対し再度指導を徹底するとともに、文書管理者及び文書主任による確認を徹底している。また、意思決定と同時に決裁を起案するものが難しいケースについても、意思決定をした後速やかに決裁を作成するよう指導した。	左記のとおり措置済み。
3	39	商工振興課	指摘	船橋市文書管理規程に基づき供覧が求められる文書は、供覧文書として、確実に供覧対象者の閲覧に供する必要がある。	職員に対し再度指導を徹底するとともに、文書收受時に供覧の可否の判断を文書主任により実施している。	左記のとおり措置済み。
4	40	商工振興課	指摘	船橋市文書管理規程に基づき供覧される供覧文書上、閲覧の事実を客観的に示す証跡である閲覧印を確実に押印する必要がある。	船橋市文書管理規程に基づき、供覧終了時に文書主任による審査を行い、決裁責任者までの供覧の確認を徹底している。	左記のとおり措置済み。
5	40	商工振興課	指摘	船橋市文書管理規程に従い、定例的又は軽易な事案に係る起案及び供覧についても、処理経過を明らかにする必要があると判断したものについては、処理の経過を記録する必要がある。	職員に対し、処理経過を記録する必要性について再度周知を図るとともに、起案文書が決裁済みとなったときや供覧が終了したときには、文書主任による文書審査を徹底している。	左記のとおり措置済み。
6	41	商工振興課	意見	供覧文書に本来記載が不要である決裁日が記載されていた原因として、文書管理システム外で起案又は供覧される文書において、共通の処理経過票が用いられていたことや、独自の決裁伺書が供覧に用いられていたことが考えられる。 文書管理システム外で作成される帳票についても、起案文書と供覧文書で明確に分けたものを使用することが望ましい。	簡易で用いる処理経過票について決裁用と供覧用の2種類を作成することは合理的でないことから、処理経過票の適切な記載について職員に再度指導を徹底するとともに、供覧終了時の文書審査を徹底し、不要な決裁日の記載を行わないよう努めている。また、意見のあった書式については係内における情報共有の書類であることから、文書管理規程上の決裁や供覧と混同がないよう、書式を改めた。	左記のとおり措置済み。
7	41	商工振興課	指摘	文書審査は、市の意思決定の過程を記録及び保管するための公文書の記載の審査であり、文書管理上も重要な役割を担っている。審査完了印は、審査が完了したことを客観的に示す証跡として重要な意味を持つため、船橋市文書管理規程に従い、これを確実に押印する必要がある。	同様の事例が発生しないよう、課内打ち合わせで定期的に注意喚起を行うとともに、編冊時に再度確認することとし、職員に周知・徹底している。	左記のとおり措置済み。
8	41	商工振興課	指摘	先に指摘した日付の記載漏れや供覧漏れ、文書審査完了印の押印漏れ等の各文書の不備は、文書管理に係る内部統制の要となる文書審査が、必ずしも有効に機能しない場合があったことを結果として示すものであり、不備の再発を防止するために文書審査機能の有効性を向上させる措置が必要である。 また、文書收受時に、決裁・供覧・回覧等の区分の妥当性を適切に判断する必要がある。	日常業務を通じて各事案について指導を実施するとともに、課内打ち合わせで具体的な事例に基づく注意喚起を行う等、文書審査が有効に機能するよう努めている。また、決裁・供覧・回覧等の区分については、文書管理規程に則り、文書主任及び文書管理者が適時に必要な判断を行っている。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
9	42	商工振興課	指摘	文書管理業務の適正化及び効率化の観点から、簿冊の編冊においては、編冊すべき公文書とそれ以外の文書を明確に区分し、簿冊に編冊すべき公文書のみが編冊されるよう徹底する必要がある。	公文書として供覧する文書と、他市観光情報や商品セールス等、明らかに行政文書として長期の保存が必要でない文書を文書收受時に適切に区分し、それらの文書については他市観光情報や商品セールス等の分類ごとに週1回定期的に回覧、一時保存ののち廃棄する仕組みとした。	左記のとおり措置済み。
10	45	商工振興課	指摘	市に事務局を置く団体の預金通帳と出納帳を比較したところ、預金通帳と出納帳が一致していない団体が1件あった。 正しく記載させるためには、出納帳を分かりやすい様式にする必要がある。 また、預金通帳と出納帳の一致について、上長がチェックを確実に行う必要がある。	平成30年度より出納帳の様式を改め、出納帳と通帳残高の確認がしやすいよう変更した。また、平成29年9月より通帳と出納帳の突合を毎月監督職が実施することとし、担当職員へ指導した。	左記のとおり措置済み。
11	45	商工振興課	意見	市に事務局を置く団体の事務について、市の職員が執務時間内に行っており、預金を扱うことから団体の資産保全のリスクも存在するため、市のリスクとして認識すべきである。 さらに、市に事務局を置く団体の「補助金等の申請、交付事務」に係る執行体制は、同一職員により市、団体双方の事務が行われており、チェック機能の欠如が懸念される。事務の公正性、透明性を担保する上でチェック機能は不可欠なものであり、事務の執行体制を見直す必要がある。	団体事務局の事務も業務の一環として実施しており、市のリスクとして捉えている。	効率的な事務執行の観点から、執行体制の見直しを直ちに行うことは困難であるが、引き続き関係各課とともに執行体制のあり方について検討していく。
12	46	商工振興課	指摘	産品ブランド推進事業の収支計算書が誤っていたが、発見されていなかった。補助金の実績報告の審査を適切に行う必要がある。 市に事務局を置く団体については、補助金の担当者が収支決算書や補助金申請書類の作成者であることから、市におけるチェックをより確実に実施すべきである。	収支計算書の誤りについては、実査の過程で指摘を受けてから速やかに是正した。 今後、同様の事例が発生しないよう、同協議会の事務処理の方法自体の総点検を実施し、平成29年11月より、取り扱う現金の種別ごとに銀行口座を分けて管理する、認証事業者への売上金の納期を明示したうえで口座振替の利用を促す等、事務処理の改善を図り、適切な報告が適時にできるようにすることで市によるチェックをより確実に行える体制とした。また、決算審査にあたっては、引き続き精査に努めていく。	左記のとおり措置済み。
13	47	農水産課	指摘	平成28年4月1日付の補助金等交付決定通知書の添付書類として、平成29年1月24日付の補助金交付請求が添付されており、市が船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に定める補助金交付の手続きとは異なっている。市は規則・要綱に基づき適切な補助金交付手続きを行うとともに、船橋市畜産協会へも指導するべきである。	船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に沿った手続きを行うよう、職員へ指導するとともに、団体にも指導した。また、平成30年度においては、船橋市補助金等の交付に関する規則に基づき、年度当初に事業計画における収支予算額に基づく交付決定を行った。	左記のとおり措置済み。
14	47	農水産課	指摘	補助対象経費精算額2,359,550円に防疫費2,186,291円を含んでいるが、当該防疫費には市の家畜伝染病予防事業として699,000円が補助されているため、活動費の補助対象経費に含めるべきではない。 船橋市畜産協会の活動費としてふさわしい費目及び金額を対象に、補助対象経費を算定すべきである。 市に事務局を置く団体については、補助金の担当者が収支決算書や補助金申請書類の作成者であることから、市におけるチェックをより確実に実施すべきである。	平成29年度の実績報告から、補助対象経費の見直しを行い、防疫費を除いた適正な補助対象経費を算定している。また、団体事務担当者と補助金執行担当者を分け、同一職員が行わないよう体制を改め、市におけるチェックをより確実に行える体制とした。 なお、平成28年度分の補助対象経費を平成30年2月末に算定し直した結果、補助金額の変更は生じなかった。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
15	48	農水産課	意見	市の花火大会に対する協賛金を増やすことにより補助金が増える関係になっており、モラルハザードが生じかねない。市への補助金申請事務と決定事務を同一職員が行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くような執行体制を検討されたい。	花火大会への協賛は畜産業のPR及び市の観光業の一助という考えのもと行っていたが、疑義が生じるものは外すこととし、平成30年度より補助対象から除外した。団体へは役員会で周知した。 また、平成29年度実績報告より団体事務担当者で補助金執行担当者を分け、同一職員が行わないよう執行体制を改めた。	左記のとおり措置済み。
16	51	総務課	意見	「2 文書事務に係る内部統制上の不備」、「3 市に事務局を置く団体の管理について」及び「4 内部統制に関連する指摘及び意見」で述べたとおり、内部統制の不備があることを踏まえ、より良い内部統制の構築に向け、各業務におけるリスク及び対応の優先度を整理し、現状の統制の見直しを検討することが望ましい。	事務処理を適切に遂行するための、より良い内部統制体制の構築に向け、情報収集、調査及び研究を行っており、平成30年3月に方針を定め、5月に準備委員会を設置した。	平成32年4月の改正地方自治法の施行に向け、リスクの洗い出し・分析・評価や対応策整備の手法など内部統制体制の構築について、引き続き情報収集、調査、研究及び試行を行っていく。
17	51	総務課	意見	各業務フローを再度整理し、業務マニュアル又は業務記述書及び業務フロー図を作成し、業務の流れを「見える化」することが望ましい。	事務処理を適切に遂行するための、より良い内部統制体制の構築に向け、情報収集、調査及び研究を行っており、平成30年3月に方針を定め、5月に準備委員会を設置した。	内部統制を有効に運用するためには、各業務におけるリスクの洗い出しが重要である。リスクの洗い出しには業務の流れを「見える化」する必要があるため、各所属に周知していく予定である。
18	53	商工振興課	指摘	商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則に規定する提出書類である電気料の領収書(写)に代えて、実際の運用においては、領収書、電気料支払証明書、通帳(表紙を含む)等いずれか提出可能なものによる申請を認めている。 領収書、電気料支払証明書、通帳(表紙を含む)による申請を可とするならば、その旨を規定する必要がある。	実務に合わせ、提出書類を「電気料の領収書(写)」から「電気料の領収書その他の電気料の支払が確認できる書類」とするよう平成30年3月30日付規則改正、平成30年4月1日付施行した。	左記のとおり措置済み。
19	57	商工振興課	指摘	商業活性化事業に係る補助金実績書の効果欄の記載がないものがあることから、記載漏れが無いようチェックを徹底されたい。 書類を收受した段階で、記載漏れ等がないかを、まず担当者がチェックし、さらに係長等がダブルチェックすべきである。	平成29年度提出分より、主担当が書類收受時に記載漏れのチェックを実施し、さらに係長及び副担当が審査の過程でチェックする体制とし、職員へ指導・徹底している。	左記のとおり措置済み。
20	57	商工振興課	意見	空き店舗対策事業において、空き店舗であることや経営見込み等について、疑義のある補助先がある。補助要件を見直し、事業の目的に沿う案件にのみ補助を行うことが望ましい。 また短期間で退店している事例があるため、経営計画を入手し、事業の継続性について審査されたい。	事業目的から補助要件を精査し、平成29年4月1日に小売業、飲食業、サービス業など、客が直接来店する店舗を営む事業を補助対象とし、事務所としての用に供する場合は対象外とする要綱改正を行い、平成30年4月1日にフランチャイズチェーンの方式における本部事業者及び加盟者を対象外とする要綱改正を行った。 また、短期間で退店することを防ぐため、平成29年4月1日の要綱改正において収支計画書の提出を義務付け、必要に応じて経営相談を案内している。	左記のとおり措置済み。
21	57	商工振興課	意見	平成28年度以前から空き店舗対策事業補助金の助成を受けているものについては、従前のとおり、事業の収支計画表は求められていない。 しかし、安定的に事業を継続する経営計画を有しているかどうかは、毎年度確認すべきことから、平成28年度以前から当該補助金の助成を受けているものについても事業の収支計画書の提出をできるだけ対面で求めることが望ましい。	平成29年4月1日に収支計画書の提出を義務付ける要綱改正を行った際、改正前の期間から補助を受けているものについては、従前の規定のとおりとしたが、平成28年度以前から助成を受けている事業者にも任意で提出を求めたところ、すべての事業者から収支計画表が提出された。平成30年度の継続申請時には、「その他市長が認めるもの」として、平成28年度以前の申請者についても、収支計画書の提出を求めている。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
22	60	商工振興課	意見	船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業審査委員会を構成する審査委員の選定過程及び選定理由を記載した書面が残されていない。補助金対象事業の選定という重要な役割を担う審査委員の選定過程の透明性及び客観性を確保するため、選定過程及び選定理由について、書面により残すことが望まれる。	平成30年度の委員選定時においては、選定過程及び選定理由を決裁に明記した。	左記のとおり措置済み。
23	61	商工振興課	指摘	市は船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業における補助金額の確定において、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかを調査する必要があるため、補助事業者が補助事業計画書に効果・目標値として記載した指標の達成度についても、補助事業実績書に漏れなく報告させる必要がある。	平成29年度より、担当が書類收受時に記載漏れのチェックを実施し、さらに係長及び副担当が審査の過程でチェックする体制とし、職員へ指導・徹底している。	左記のとおり措置済み。
24	61	商工振興課	意見	商店街の活性化を一概に数値化し、測定することは困難であるとも考えられるが、効果を測定する以上は、具体的な数値を用い、事業の実施前後における季節や曜日の統一や補正等を行うことにより、比較可能性を確保することが望ましい。 なお、船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業審査委員会の所管事項として、「提案の審査及び評価に関すること」が含まれており、事業の評価の具体的な方法については、同審査委員会において検討することが望ましい。	平成30年度の申請書に数値目標の測定方法欄を追加し、目標と実績の比較が可能であるかを確認できるよう書式を改め、また、数値で測れない目標設定欄を追加した。当該変更にあたっては、平成30年度第1回船橋市商店街まちづくり・賑わい推進モデル事業審査委員会において審議いただくとともに、各申請の審査時に指標の妥当性について協議いただいた。	左記のとおり措置済み。
25	65	商工振興課	意見	市ホームページの緊急中小企業経営対策事業のページには事業を導入した当時の案内文がそのまま放置されているため、この案内文を見た際に事業が終了しているのではないかという誤解を事業者に与えかねない恐れがある。また、目的において、「急速な景気後退の中、経営に大きな打撃を被っている市内の営繕・修理業などの市内事業者に対して」と記載されているが、当該記載は、現在の経済状況に合致しておらず、実際の経済事象に即した目的を設定すべきである。また、「緊急」という名称自体も実態にそぐわず、一時的な事業ではないかという誤解を関係者に与えかねないため、名称の見直しを図るべきである。 ホームページ上の案内文について、定期的な検証がされずにこのような事態に陥っているため、定期的にチェックする仕組みを構築する必要がある。事業名・事業説明の内容については、現状に即した内容に修正することが望まれる。	平成30年1月にホームページを現状に即した内容へと変更した。事業名については関係課と協議し、平成30年度より「中小企業経営対策事業」に改めた。 ホームページについては、ホームページ管理者が全てのページの総点検を実施し、必要に応じて情報を更新した。今後も定期的なチェックを徹底していく。	左記のとおり措置済み。
26	71	商工振興課	指摘	所管課は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に掲げられた、「経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。」という記載に基づき、同一の場所における複数の修繕を分けて、商工振興課に発注を要望している。しかし、事例 i ～ iii のいずれも同一の施設を同一の事業者が同種の修繕をしているため、経済合理性を十分に考慮しているとは言えず、受注機会の拡大にもつながっていないことから、分割する意義が失われている。 商工振興課においては、所管課からの要望に基づいて発注する際、受注機会の拡大を図る観点から、異なる事業者に発注することを検討すべきである。 異なる事業者に発注しない場合には、事例 i ～ iii のいずれも同一事業者による同一施設における同種の修繕であり、一つの修繕としてまとめて発注することが適切である。よって、契約を統合して契約事務の効率化を図るとともに、1者による随意契約ではなく入札もしくは2者以上から見積書を徴することで、契約金額の低廉化を図るべきである。	平成29年度追加事業の修繕事業者の選定より、名簿登録事業者の受注の平準化に努めつつも、同一施設における近接した時期の修繕事業者の選定にあたっては異なる事業者に発注するなど、これまで以上に中小企業者の受注機会の拡大につなげていくよう努めている。	左記のとおり措置済み。
27	72	商工振興課 会計課	指摘	根拠書類に日付を記載しない事業者に対しては、日付を記載するように指導すべきである。仮に日付が記載されないまま事業者が持参した場合、その場で日付を記載するよう指導し、事業者からの郵送により日付が記載されないまま受領した場合、日付を記載して再提出するよう指導する必要がある。 また、他の地方公共団体では、ホームページで請求書等に日付を必ず記載するように要請している例もある。市においても、ホームページで記載例を提示するなどして対策を図るべきである。	平成30年1月に各所属向けのマニュアルとして「中小企業経営対策事業発注の手引き(初版)」を作成・周知し、本手引きにおいて事業者が日付を記載するよう明文化することで注意喚起を行った。(商工振興課)  平成30年6月1日に、本市宛てに請求書を作成する事業者を対象として、請求書の作成上の注意点及び記載例を船橋市ホームページに掲載した。その中で請求日を記載するようお願いした。 ホームページに掲載したことについて、同月8日に、職員に周知を図った。(会計課)	左記のとおり措置済み。(商工振興課)  職員を対象とした会計事務研修においても、指摘内容を踏まえた周知を行っていく。(会計課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
28	75	商工振興課 契約課 会計課	指摘	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条によれば、事業者と支払期限について特段の定めを設けていない場合、支払期限は請求書を受領してから15日以内の日と定めたものとみなされる。課内の事務手続上で15日以内に支払うことが困難な場合、特段の定めを設ける必要がある。特段の定めを設けたとしても、同法第6条に基づきその他の給付に対する対価には、支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。 すべての案件について30日以内に支払われていたが、法に抵触している事実是不変である。緊急中小企業経営対策事業は、30万円未満の契約であり、契約書を締結しないことがほとんどであるため、見積書や請求書等の書面に支払期限を明記させるなどの対応を図るべきである。	平成30年1月に「仕様書」の雛形を新たに作成し、「修繕料の支払いは、検査合格後、適法な支払請求を受けた日から30日以内とする。」と支払時期を明記した。各所属が修繕を発注する際、作成した本仕様書を事業者だけでなく、商工振興課にも提出するよう事務の見直しを図り、支払時期の明記について、確認している。(商工振興課)  支払時期を、支払請求を受けた日から30日以内の日とするため、契約の際には支払の時期を明記した書面を必ず作成するよう、平成30年2月9日付けで各所属長宛てに通知した。平成30年2月14日に開催された部長会議の場で、同通知について説明した。 また、会計課が職員向けに作成している「会計事務の手引」を平成30年4月1日付で改正し、対価の支払いの時期を書面により明らかにしないときは15日以内に支払うことになることを追記し注意喚起をした。 会計課に提出される支出命令書等に契約書等が添付されていない場合は、必要に応じて、支払期日の確認を行っている。(会計課)  業務委託契約事務の手引きの中に、修繕業務の発注方法を項目として追加した。その中で、契約方法に関わらず仕様書を必ず作成するよう、改めて周知した。(契約課)	左記のとおり措置済み。(商工振興課)  職員を対象とした会計事務研修においても、指摘内容を踏まえた周知を行っていく。(会計課)  左記のとおり措置済み。(契約課)
29	76	商工振興課	指摘	商工振興課では、所管課から提出された修繕完了届、修繕前・修繕後の写真、請求書を閲覧し、ルールどおりに手続が行われているかチェックすることになっている。修繕完了届がなければ、修繕完了届を送付するように事業者へ依頼するべきである。 また、支出命令書の検査日の記載誤りは、担当者入力ミスであれば、上長が間違いを是正することがあるべき内部統制である。しかし、係長及び課長補佐の決裁を経て、課長の決裁がありながら、本件のミスは是正できなかった。ただ単に担当者の押印があることをもって決裁したのでは、あるべき内部統制とはいえない。上長は、支出命令書を決裁する際は、ただ単に支出命令書に記載の検査日に担当者のチェックがあることをもって決裁するのではなく、根拠書類と支出命令書を照合し、整合していることをもって決裁すべきである。	「修繕完了届」の雛形を新たに作成し、平成30年1月より、①修繕名、②修繕場所、③業者名、④金額、⑤発注年月日、⑥着手日、⑦完了日を記載したうえで、完了確認欄に各所属の押印及び完了確認日の記載を義務づけている。「修繕完了届」を統一することで、支出命令書との整合性を確認しやすくなるよう改善を行い、決裁責任者によるチェックを徹底している。	左記のとおり措置済み。
30	80	商工振興課	意見	緊急中小企業経営対策事業において明らかに新しい棚が製作されている案件があるが、修繕ではないため本事業の対象にはならない。修繕にならない案件までも、本事業の対象になってしまうことが無いように、修繕の範囲について事前に定義を明らかにして所管課に周知されたい。 また、修繕要望の調査時に、備品修繕は対象外として事前に所管課に通知されているが、所管課における認識が不十分と思われる。本事業の対象となる修繕について、より明確に周知を図るべきである。棚類やカーテン等でも施設修繕の対象となる場合があるため、施設と一体の場合は修繕対象、一体でない場合は修繕の対象外ということを注意喚起すべきである。今後、所管課の判断材料となるような具体例の記載を工夫されたい。	平成30年1月に各所属向けのマニュアルとして「中小企業経営対策事業発注の手引き(初版)」を作成・公開し、本手引きにおいて対象となる修繕の範囲に関する定義を記載した。また、各所属が判断材料として、過去に対象外とした修繕の具体例を記載することで注意喚起を行った。	左記のとおり措置済み。 今後も、各所属からの修繕要望に対して対象外とした修繕について、その内容を手引きに追記していくことで、各所属がより判断しやすくなるよう努めていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
31	84	商工振興課	意見	船橋市中小企業融資制度については、経済情勢の変化により資金需要が減少しているにもかかわらず、前年と同額の予算が組まれている。預託金額を無利子で金融機関に預け入れてしまうと、仮に預託金を原資として基金を設置した場合に、基金として運用できたことによる収入を得る機会を失うことに加え、他の事業予算を圧迫することになる。預託金は年度末に返還されるため、実際の資金負担はないが、預託金額は慎重に決定する必要があると考える。市は、無利子で預託金を預け入れているため、資金需要を無視して常に一定の預託金額が予算に計上される状態は望ましくない。一方、金融機関にはコストがゼロのまま資金を調達できるメリットがあるが、融資実績が減少し、低金利の経済情勢にある現状では、そのメリットを十分に享受できていない。預託金の予算編成においては、前年予算を踏襲することなく、経済情勢等を勘案しながら、中小企業者に対する貸出実績及び貸出件数等の実績に基づいた予算を編成することが望ましい。	監査時点と同じ。	中小企業融資制度の趣旨は、無利子で預託することで資金調達が困難な中小企業へ低利で融資を行えることにあるが、今般の経済情勢から、現況では年々融資実績が減少しており、比例して現在の預託金の執行率も減少している。今後も、連動する融資利率や利子補給利率等とのバランスをとりながら、適正な預託金額の設定について、見直しも含め検討していく。
32	86	商工振興課	意見	中小企業診断事業については、平成27年度の予算執行率は5割、平成28年度は6割にとどまっているため、予算規模に相当する需要が生じていない現状である。予算の執行が不十分な事業については、見直しを図ることが望ましい。予算執行率がこれ以上低迷する場合には、予算の減額を検討されたい。	監査時点と同じ。	HP、広報、チラシ・リーフレットの送付といった従来の方法に加え、H30年度より商工会議所会報や船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター会報、その他各セミナーに参加した企業へのメール案内等により周知を強化したうえで、事業に対するニーズを見極め、必要に応じて事業の見直しを検討する。
33	86	商工振興課	意見	市に対する中小企業診断の実績報告として、企業訪問実績書の提出は義務付けられているが、中小企業診断士からの報告だけでは、十分に受診企業の声を拾うことはできない。受診企業に対する負担にはなるが、実際に診断を受けた企業にとってどのように役に立ったのかという観点からも効果の測定を図ることが望ましい。今後は、診断を受けた企業に対してもアンケート調査を行うことを検討されたい。	事業効果の把握とともに今後の中小企業支援策のニーズを把握するため、平成30年度実施分から受診企業に対するアンケート調査を実施する。	左記のとおり措置済み。
34	88	商工振興課	意見	中小企業経営相談事業について、市は、18年間他の中小企業診断士に対して依頼をせず、当初依頼した特定の中小企業診断士に依頼し続けている。中小企業経営相談事業は単発の業務ではなく、年間を通じて継続的に役務の提供を受けることから、業務の内容だけでなく契約期間等の相手方と合意した事項を書面に残すことが望ましい。また、一定期間継続して特定の中小企業診断士に依頼するのではなく、他に適切な中小企業診断士がいないかを検討することが有益である。一定期間ごとに中小企業診断士の評価を行い、必要に応じて中小企業診断士協会に適任者の推薦を依頼することを検討されたい。	業務内容等を明示した書類を提示した。	依頼先となる中小企業診断士については、過去の実績等を勘案し、決定しているものであるが、平成30年度より実施している相談者へのアンケート調査の結果も踏まえ、今後依頼先について検討していく。
35	89	商工振興課	意見	中小企業経営相談事業において、予約がない場合でも、市役所に中小企業診断士を待機させることで、当日来庁にも対応可能としているが、当日来庁は、年に数件程度であり、予約がない日に当日来庁がある可能性は極めて低いのが現状である。そのため、当日来庁は、受け付けずに、すべて予約制にすることも検討されたい。また、平成25年度の予算執行率が100%であったことから、平成26年度以降は予算が増額されている。しかし、平成24年度から実績額はほぼ一定の水準であるため、予算を増額する意義が乏しい。予算執行率がこれ以上低下する場合には、予算の見直しを検討されたい。	当該事業は多くの方に経営相談の機会を提供するため毎月決まった曜日・時間に実施していることから、すべて予約制にすることは現時点で考えていない。なお、事前に内容を確認することにより充実した相談となるよう事前予約を求めているが、広く相談の機会を提供することが重要であることから、事前予約が必須ではないことがわかるよう、平成29年度から周知にあたっての表現を変更した。	予算については、融資資金返済状況と連動した経営相談や創業支援資金利用者の増加が見込まれることから増額が必要であるが、執行状況に応じて検討をしていく。
36	89	商工振興課	意見	中小企業経営相談事業において、中小企業診断士からの報告だけでは、相談者が経営相談を受けたことで、どのような効果を得たのかにつき、相談者の声を拾うことはできない。事業の効果を把握するためには、受診企業の意見を把握することが重要である。アンケート調査を行うことは追加的な負担にはなるが、相談者にとってどのように役に立ったのかという観点からも効果を測定することが望ましい。	事業効果の把握とともに今後の中小企業支援策のニーズを把握するため、H30年度から相談者に対しアンケート調査を実施している。	左記のとおり措置済み。
37	90	商工振興課	指摘	ジョブカフェちばに対する補助金交付に係る決裁伺書について、文書管理システム上のデータ自体は訂正されていたが、簿冊に編冊されている決裁伺書の金額が誤ったまま訂正されていなかったため、文書管理規程第27条に基づき適正な訂正手続を行うべきである。また、文書の審査を行う文書主任は、誤った決裁伺書であれば、訂正者に朱線2本を引かせ、証印するよう指導すべきである。	決裁伺書の誤りは、船橋市文書管理規程に基づく適正な手続き方法により訂正を行った。適正な訂正手続について、文書主任による指導を行っている。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
38	91	商工振興課	指摘	平成27年度に工業振興支援事業補助金の交付を受けた翌年度末(平成29年3月)を期限として提出されるべき工業振興支援事業補助金状況報告書について、監査時点(平成29年9月)において、4件が未提出である。工業振興支援事業補助金状況報告書を適時に回収し、補助金の効果の発現について把握すべきである。	該当企業に報告書の提出を求め、全て提出を受けている(H29年11月)。	左記のとおり措置済み。 なお、今後は年度末に報告書未提出事業者へ提出を促し、締切経過後には個別連絡することにより、未提出とならないよう徹底していく。
39	92	商工振興課	意見	地域を担う子供育成事業の実施過程において、辞退した企業があったが、承認権限を有する部署に適時に確認していれば、他の企業に変更できた可能性がある。 今後、同様の事業を行う際に、特に撮影対象が工場や支店、営業所等である場合は、承認権限を有する部署に対して確認を行うなど、対応を図られたい。	監査時点と同じ。	今後同様の事業を行う際は、企業の承認権限を有する部署への確認を徹底する。
40	95	商工振興課	指摘	船橋市観光協会に対する補助金について、市は船橋市観光協会補助金交付要綱第2条第2号に基づき528万円の補助金を交付決定すべきところ、誤って538万円を交付決定していた。本来であれば、同要綱第2条第1号に基づく140万円の補助金と合わせて、合計668万円を補助金額とすべきであった。 要綱に基づかない補助金の交付決定は誤りである。補助対象経費に含まれる経費について再度検討を行い、補助対象経費とするか判断が難しい費目については別途要綱上に但書きを記載するなど、誰が担当者になっても判断が同一になるように要綱を整備すべきである。	次年度準備金は旧補助金交付要綱別表3に規定する補助対象経費の「一般社団法人船橋市観光協会の運営に係る経費」に該当する性質の経費であり、従来よりそのように取り扱っていたところであるが、表中に費目として記載されていないため、平成30年度の予算より、当協会に対して、使用料及び賃借料等、次年度の運営に係る経費については、まとめて次年度準備金として計上するのではなく、各運営に係る費目ごとに計上するよう指導した。 また、市においては平成30年4月1日に一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の費目を改めて整理し、補助対象となる経費を明確に記載した。	左記のとおり措置済み。
41	97	商工振興課	意見	船橋市観光協会による市民まつり負担金50万円は、市からの補助対象経費に含まれている。補助金が実際に船橋市観光協会の事業に使用されていない割合は、7.4%になっており、相当する補助金が有効活用されていない。本来であれば、市からの補助金はその団体において有効活用すべきである。補助金が市民まつり負担金に使用されるのであれば、市が団体を經由せずに支出すべきである。 また、その他の団体による市民まつり負担金は、市からの補助対象経費となっていないが、負担金を支払う余裕があるのであれば、補助金から直接支出したわけではないものの補助した団体から負担金が還流しているように見受けられるので、相当する補助金を減額することを検討されたい。	船橋市観光協会が支出している市民まつり負担金は、市の補助事業の対象経費ではなく、当該事業に対する補助金は支出していないが、協会の最終的な収支に応じて支出する運営費補助に関する規定があったことから、結果としてこのようなご意見をいただいたものと理解している。 H30年4月1日に改正した一般社団法人船橋市観光協会補助金交付要綱において、補助対象経費を明確に記載するとともに、運営費補助を廃止したことから、「負担金が還流しているように見受けられる」状況はなくなっている。	左記のとおり措置済み。
42	98	商工振興課	意見	市職員による外部のセミナーへの出席は、セミナーの内容を市政に活かすという明確な趣旨に基づくものであり、セミナー出席者には、出席の都度、セミナーの内容を踏まえた見解及び感想等の報告を行わせ、必要に応じて課内に周知するよう徹底することが望まれる。	平成28年度は、セミナー出席の目的が新規事業の立ち上げのためであったことから、当該事業の実施の起案時に包括的に報告を実施したが、平成29年度以降はセミナーへの出席毎に報告し、併せて課内で情報共有を図っている。	左記のとおり措置済み。
43	101	農水産課	指摘	実績報告書における収支計算書に記載された補助対象経費について、記載金額に誤りが生じていた場合は、その金額の検証をせずに補助金を交付した市に対しても批判が向けられると考えられる。そのため、部分的にでも領収書等を閲覧するなどにより、市として検証をする必要がある。 実績金額として端数の生じない数値が並んでいる状況は、通常の収支決算書では考えにくいいため、その様な状況においては特に追加で確認を実施すべきである。	平成29年度実績報告より根拠書類を確認した上で要綱に基づく適切な経費であることを確認している。 また、平成28年度分までは、補助対象経費について、補助金額の上限の積算に必要な額の補助対象経費のみ記載していたため、端数の生じない状態となっていたが、平成29年度より全ての経費について詳細に記載するよう団体職員へ指導している。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
44	103	農水産課	指摘	新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業における入札において、すべての案件で農業協同組合(以下、「JA」という。)が予定価格とほぼ同額で入札し、ほぼすべての案件でJAが落札しているという状況は、不自然さが否めない。入札に関する事務について、千葉県に採択された事業者である農業者から委託されたJAが実施していることも、この不自然さに対する背景にあると考えられる。 単に入札が実施されれば問題ないのではなく、適切に調達価格が決定されたという結果を伴わなければ意味が無い。そのためには、落札者が入札の事務を委託されているという、外見的に疑念を生じさせる状況を排除する必要がある。 千葉県が主体的に実施している事業ではあるが、市からも補助を実施している以上は、上述の対応に注力すべきである。 また、入札に市が立ち会っていない状況は新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業実施要領に従っておらず、対応の改善が必要である。	入札事務は、事業者である農業者が事務負担軽減のためJAに委託しているものである。平成30年度実施する業者決定は、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業実施要領に基づき、市職員の立会を徹底しており、公正な事務が行われるよう努めている。	左記のとおり措置済み。
45	104	農水産課	意見	新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業の決算額は、予算額と比べて平成26年度は19,228千円、平成27年度は16,436千円少ない。市で実施する事業を全体最適化するためには、各事業に効率的に予算を振り分ける必要があるため、予算額と決算額が多額に乖離する状況には改善の余地がある。 要望の取り下げ等が判明した場合には、ほかに事業要望の申請等があれば繰り上げて実施することが望まれる。また、金額が大きい場合は適時に予算を減額補正することで、市全体として効率的かつ効果的に予算を執行することが望ましい。	監査時点と同じ。	本事業は県との協調事業であり、県の計画承認を得る必要性から、要望の取り下げが判明した場合に他事業を繰り上げて実施することは難しいと考えるが、今後、補助金額の大きい差異があった場合、必要に応じて減額補正を行うなどの対応を行う。
46	106	農水産課	意見	農業団体への農業団体育成事業補助金は事業終了前に交付されていることから、収支決算書に記載された経費につき、予算で提示されたものと乖離がないかを詳細に検討することが望まれる。そのためには、各団体が収支決算書に記載した経費につき、実際に支出があったか、また補助対象として適正であるかを、請求書・領収書等の書類と照合し確認することが適当である。  また、「ひまわりフェスティバル」の経費は、補助金の交付目的に間接的に関連するのみで、補助金の交付目的に直接的に合致するとは考えにくい。 さらに、補助金交付に対する効果が測定されていないため、明らかな効果が見えない。 市としては、補助対象とされた経費が補助金の交付目的に照らして適当か否かを検討する運用を整備するとともに、補助金の交付目的に見合う効果が生じているかにつき、評価の指標を設けて測定することが望まれる。	平成29年度交付した補助金の実績報告より、補助対象となっている経費について提出書類と根拠書類を照合し確認している。	補助金の交付目的については、「ひまわりフェスティバル」を通して、小学校と地域との交流の場の提供を通じて本来目的である会員相互の交流が図れるものと考えており、適正と考えているが、交付目的に対する効果の測定については、今後方法を検討していく。
47	108	農水産課	意見	農産物ブランド推進事業において、地域団体商標登録又はブランド化したなし以外の農産物については、投資した費用を把握できておらず、投資の効率性を判断するに至っていない点に課題がある。投資した費用を把握した上で、それに見合うだけの知名度や価格の上昇につながっているかを評価することが望まれる。 ブランド化等の効果を検証する指標の一つには生産物のキロ単価があるが、単にキロ単価の推移を把握するだけでなく、県平均との比較や流通量等の変動による影響の考慮などの工夫を行うことが望まれる。 また、すでに認知度が十分な農産物に対して費用対効果の低い投資を実施しないように、「十分に認知された」と判断する指標を設けることが望ましい。	監査時点と同じ。	なし以外の農産物に投資した費用については、PRイベントを合同で実施した場合の費用を分ける事ができず、品目ごとの把握が難しく、また、流通量の把握ができないため、その影響を考慮した価格比較を行うことは難しい状況である。 農産物ブランド推進事業における補助金交付に対する効果測定については、補助目的であるPR拡大及び認知度の上昇について判断指標の設定を今後検討していく。
48	110	農水産課	意見	農産物ブランド推進事業における「なし」のPRの効果測定の指標としてあげている、ふるさと応援寄附金における北海道からのなしを指定した申込件数が平成26年度から平成28年度で44件増加している。また、平成29年度の3か月間においてなしに対して多くの申込がなされているが、これだけでは、効果測定としては不十分である。PR効果を測定するために、実際の流通量の把握や、イベントを実施した百貨店や近隣スーパーの取扱量及び販売量の増加等、販売面における指標を設け、効果の測定を実施されたい。	流通関係者に聞き取りを行った結果、北海道における流通量や販売店における取扱量等の把握は、店舗ごとの販売戦略等もあり把握が難しいことがわかった。	「なし」について、平成29年度より北海道でのPR活動は行っていないが、今後も継続的にブランド推進を行う必要があると考えているため、PR効果の測定方法について検討していく。
49	111	農水産課	指摘	農産物ブランド推進事業では、上海市における農産物流通事情の視察に際して、399,900円を交付している。事業の目的は上海における果物等の流通販売状況を調査することだが、中国では千葉県を含む10都県からすべての食品の輸入が停止されており、輸出再開時期は明確でない。 したがって、現状ではこの時期に上海市における果物等の流通販売状況を調査する理由が見当たらず、支出の必要性に疑義がある。来年度以降に同様の事業を計画している場合には、実施の可否を慎重に検討すべきである。	輸入が再開された際にスムーズに取引を行うため、上海市の流通事情を知り得ることができたことは補助金交付の効果としては有用と考えている。 現在のところ同様の事業は計画していないが、今後同様の事業の計画がある場合には実施の可否についてその効果を含め慎重に検討する。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
50	113	農水産課	指摘	被災農業者向け経営体育成支援事業に関する調査については、千葉県に対し要望なしとして連絡済みとのことだが、そのような記録は残っていない。要望がない場合でもその旨の回答を求められる場合には、状況により対応しているとのことだが、文書管理規則に基づき、決裁伺書を作成し、該当なしと回答することが必要である。	意思決定を行う際には、文書管理規則に基づき決裁伺書の作成により行うよう職員へ指導した。	左記のとおり措置済み。
51	114	農水産課	意見	土壌分析を行っているコンピュータは単独で作動しており、ウイルス等の侵入は予防できていると考えられるが、WindowsXPは、メーカーのサポートがすでに終了しており、OSに何らかの障害が発生した場合、対応することができない。そのため、仮にOSに障害が発生した場合には、農業センターの業務の一つである土壌分析ができなくなる。この状態を放置することは問題であるため、市としてサポートが受けられる最新のOSにバージョンアップすることが望まれる。	現在土壌分析に使用している専用ソフトについて、発行元のメーカーに確認したところ、最新のOSに対応しておらず、バージョンアップの見込みもないことが判明したため、早急な対応は難しい。	情報収集を行い、専用ソフトのバージョンアップ後は速やかに最新のOSに更新を図っていく。
52	115	農水産課	意見	平成28年度の堆肥生産流通促進事業は、予算額2,000,000円に対し交付額748,000円であり、不用額は1,252,000円であった。予算執行が半分にも満たない現状を踏まえ、予算策定時から適正な見積を心がけ、限られた予算を効果的に執行することが望まれる。	平成29年度分予算積算より前年度の堆肥販売実績を基に算出しており、大幅な不用額の発生が無いよう努めている。	左記のとおり措置済み。
53	116	農水産課	指摘	小規模土地改良事業について、船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱では「整備及び補修」に対して補助するとあり、ポンプの「撤去」に対して補助をする根拠がない。小規模土地改良事業について、今後も同様の要望が出てくる可能性があるため、その事態に備えて、ポンプ等の撤去に対して助成を行うのであれば、その旨が分かるように要綱を整備すべきである。	ポンプの撤去については、ポンプの配置を効率的に整備するため一部を撤去する等、補助の目的である農業経営の安定に資すると判断できる場合には、集約的整備として捉え、補助金を交付してきたものである。しかしながら、要綱にその旨の明記はされていないことから、実状に沿った内容へ要綱を改正する。	平成30年度事業実施分より要綱改正を行い、ポンプの撤去についても状況により補助対象となるよう明記する。
54	118	農水産課	意見	文書の管理については、変更履歴を残すなど、バージョン管理を徹底するとともに、通常使用するPDFファイルも更新を忘れないよう、バージョンを管理すべきである。更新時の確認事項に関するチェックリストなどを作成し、更新漏れが発生しないよう工夫することが望まれる。	要綱のバージョン管理について、担当職員がそれぞれPDF化していたが、専用フォルダを作成し、要綱改正後、担当係長が更新を行う体制とし、更新漏れが発生しないよう努めている。	左記のとおり措置済み。
55	118	農水産課	意見	漁業生産組織育成事業費補助金の補助対象となる報償費については、補助金の対象となるものが限定されていることから、補助対象経費が明確になるよう、要綱に記載することを検討されたい。	交付対象としている報償費について、要綱への記載方法を精査している。	今後、補助対象としている報償費について、要綱に明記する。
56	118	農水産課	意見	漁業生産組織育成事業費補助金を交付している市において、各団体の事業計画書に記載された効果が発現しているかにつき、何らかの指標を用いて測定することが望まれる。また、効果測定の結果につき、文書として残すことが望まれる。	監査時点と同じ。	各団体への補助金については、ハード事業ではなく、ソフト事業(団体活動費)のため、数値による指標を用いての効果測定を行うことは難しいと考えているが、事業計画書に記載された目的に対する効果について、文書として残すことを検討する。
57	119	農水産課	指摘	漁業生産組織育成事業に関する補助金等交付申請書に添付する事業計画書及び収支予算書については、当初の段階で見積もった予算額を記載するよう指導すべきであり、決算が確定してから同額を予算とするのは誤りである。今後は、船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に従った手続により申請するよう指導する必要がある。  また、補助対象となる経費が、実際に支出されているか及び当該経費を補助対象としてよいかを確認していないため、補助対象ではない経費に対し補助金が交付される可能性がある。よって、市においても支出の事実及び補助対象として適切な経費であるかを判断するため、部分的にでも支払の根拠となる請求書等の根拠書類と決算書の金額を照合する必要がある。	船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱に沿った手続を行うよう、団体の役員会で周知するとともに担当職員へ個別に指導し、平成30年度交付申請より、補助金交付規則に則った事業計画に基づく額での交付決定を行った。また、平成29年度実績報告より根拠書類を確認した上で補助対象経費が適切な額であることを確認している。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成30年7月1日現在)	今後の方針
58	120	農水産課	指摘	水産物ブランド推進事業における船橋市漁業協同組合に対する補助金の交付に際し、9月までの実績額を記載した予算書を添付した申請書を4月1日付にて収受している状況は、申請書が適切に作成されておらずに申請が意味を成していない。予算に基づいて統制を実施するためには、予算額を適切に把握することが求められる。「船橋市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、適切に補助金の交付事務を行う必要がある。	船橋市補助金等の交付に関する規則に沿った手続を行うよう、団体の役員会で周知するとともに担当職員へ個別に指導し、平成30年度においては、船橋市補助金等の交付に関する規則に基づき、年度当初に事業計画における収支予算額に基づく交付決定を行った。	左記のとおり措置済み。
59	121	農水産課	意見	船橋市漁業協同組合から寄贈され、船橋市内小中学校等へ配付したPRビデオのDVD83枚については、教材として使用することを目的としているが、実際の使用状況や、認知度の拡大効果等について、農水産課では把握していない。また、図書館や公民館、イベント等でも使用しているが、当該PRビデオを見た感想やPRビデオに関するアンケートを取っていないため、認知度の拡大に対するPRビデオの貢献度につき、農水産課では把握していない。今後は、農水産課でもPRビデオに関するアンケート等の実施や集計などを通して、効果を確認することが望ましい。	監査時点と同じ。	PRビデオを見た感想やPRビデオに関するアンケートの実施について、DVD配付先の所管部署と協議していく。
60	122	農水産課	意見	監視カメラは、設置するだけでも抑止力はあるが、映像の分析による密漁者の特定等、今後の密漁防止対策に役立てることが期待されるため、早期に設置して十分なテストを実施したうえで、具体的な計画を立案して実行することが望まれる。 また、密漁防止策の効果についても、測定することが望ましい。	計画どおり船橋市漁業協同組合が平成29年度末に監視カメラを設置し、密漁監視を行っていることを確認している。	監視カメラ設置による抑止力から、密漁者減少の効果がある旨の報告を受けているが、今後も漁業協同組合や関係機関と協議しながら密漁防止策について研究していく。
61	123	市場総務課	意見	地方卸売市場の施設の耐震性不足は、万が一の場合生命にかかわる重大問題である。施設の耐震不足を把握していないながら、放置しているのは結果として市の責任も免れ得ない。 使用者の料金への理解が得られないことと、耐震性への対応をすることは別次元の問題である。 最優先は耐震化への対応であり、使用料への跳ね返りの問題は使用者との間で十分協議して、双方納得のいく方法を別途検討することが望ましい。	耐震化を進めるにあたり、整備の方向性について使用者へのアンケート調査等を行ない協議を開始した。	今後も使用者と十分協議を行いながら進めていく。
62	124	市場総務課	意見	卸売市場がこれからも必要な施設で、市としても維持していこうとするならば、老朽化施設の更新や長期的な改修計画の策定は避けては通れない。 限られた予算の中ではあるが、場内業者と十分な協議を行いながら、老朽化施設の更新や場内業者が求める機能向上計画を、少なくとも中期的に検討・策定し、中期的な必要予算や市場の将来像を示すことが、市場の使用者のみならず、市民にとっても有用なことと考える。	中・長期的な市場運営に関する基本方針の策定を検討している。	基本方針を策定するなかで検討していく。